

「下層社会」の形成

「下層社会」の形成

「社会事業対象論の課題として」

「日本社会事業分析資料(Ⅱ)」

小倉襄二

はじめに—「社会問題トハ何ゾヤ。即チ下層人民問題ナリ。此下層人民ハ國民ノ最大多数ニシテ而モ一國生産ノ主動力タリ。此一國生産ノ主動力タル下層社会ノ状態ヲ改良進捗セシメザレバ、國民ノ幸福得テ望ムベカラズ。又國家ノ富強期シ待ツベカラザルナリ…」これは横山源之助の「日本之下層社会」(明治三十二年刊)の巻頭に日野資秀がしるした序の一節である。(日本の下層社会・岩波文庫・五頁)「日本之下層社会」上梓せられて半世紀はすでに経過した。横山源之助が詳細に記述したこの下層人民問題はきわめて現実的な意味でわれわれの課題である。日清戦争から産業革命進行中の下層人民の生活を描いた日本之下層社会は、農村—都市を通ずる窮乏—貧民・手工的職人層・間屋制家内工業従事者、ミニュファクチャリー、工場制工業の労働者、零細農民を広汎にとらえられている。われわれの当面する課題も階層の存在形態はことなるにしても現実に農村—都市を蔽う数限りない窮乏層の分析であり、その対策である。貧困農家八四万世帯四三一万人・貧困常備労働者世帯四五万世帯一八八万人・日雇労働者世帯三七万世帯一五四万人・母子世帯二〇万世帯九〇万人・失業者世帯一三五万人・非労働力(老令・癡疾・傷病)世帯三〇万世帯七四万人、合計一千七二万人(一九五三年厚生省黒木氏推計)一千万人の貧困階層がわれわれの現実である。「日本之下層社会」からわれわれに対決するこの課題まで。この時期こそ日本下層人民=一國ノ生産ノ主動力タル人々の窮乏と權力者、軍閥、独占アルジョアジー、貴族、天皇制政府、地主の致富の歴史である。明治初期一本源的蓄積期いらい人民の生活保障の要求はさまざまなかつたとしても社会事業こそはもつとも機構的矛盾が集中的に表れられた下層人民に対決し、その状況を反映してきたといわねばならぬ。労働者政策のみをたどつていては日本の社会問題史はその一面が照耀されるにすぎない。社会事業とその対象面の系譜が相関的に重視されることによつて十分な問題把握が成立するであ

らう。「貧しさからの解放」—今日、社会保障という統合的な施策があたらしい課題を提供している。横山源之助の分析した下層人民の世界の問題点への反省も「下層社会ノ状態ヲ改良進捗セシメザレバ国民ノ幸福得テ望ムカラズ」（前掲・序）きわめて実践的な要請にもつたるものではないだろうか、この論稿はさきの「恤救規則の背景」につづく日本社会事業分析資料（II）としてまとめたものである。

I 前提 本源的蓄積と要救護性

社会事業対象論においてその「歴史」的考察をどのような時期に開始すべきであるか。このことは慈善行為、慈善事業のような慈惠的救済行為がどのような時期に、いかなる条件に規定されて社会事業へと推転されたかといふことを明確に設定する上にも重要な課題になつてゐる。「慈善のプリンシブルは、若干社会事業発生の産婆役たりえたのであるが、社会事業の母体はあくまで、資本制社会であり、その独自の根柢から社会事業を要請すること、而も社会事業が固有の発展を始めるにしたがつて、かつて産婆役たりえた慈善のプリンシブルは却つて社会事業の発展を阻止する要因となる」（風早八十二・日本社会政策の理論・昭和二十四年・四七頁）慈善のプリンシブルの遺制的形態が形骸化し、さらには資本制社会の合法則の一環として展開する社会事業に対して阻止的要因として働くことのできる。この事情はかつては封建制社会の救恤行為の「生きた原理」であつたものが、社会機構の変動によつてその機能を喪失し、さらにはそのズレが新しい事態を認識し、対策の樹立に至る過程を阻むわけである。このような関連を終極において規定するのは施策の対象構造の決定的な相違である。慈善（Charity）や博愛（Philanthropy）が対応した段階の対象構造と社会事業（Social Work）の成立を根抵において規定する対象構造の本質的な区別が追究されねばならぬ。現実に存在する根柢よい混乱—恣意的なプリンシブル—それは慈惠的な主觀主義や「科学的」に假装した心理主義まで一によつて対象構造の本質的な分析を無視した方策がとられてゐる。「下層社会」の形成を社会事業対象論の一課題として考察する前提としてこのような対象のいわば発生的な状況をとらえてみたい。

「下層社会」の形成

「下層社会」の形成

要救護性は救済、保護を社会的に行うことを必要とする客体の特殊性を抽象化した概念である。社会事業の成立を規定するのはこの要救護性の構造に外ならぬ。要救護性の歴史的考察がすでに触れた対象論の構成の当面の課題である。

封建制における要救護性が資本制社会に特有の要救護性へと変貌する画期的段階こそもつとも焦点的にとりあげねばならぬ構造分析の時期である。現実に要救護性は多彩な現象形態によつて社会事業の対象となつてゐる。この現実態の理解のためにも要救護性の出発点を課題とする。この中心的な領域はなによりも資本制社会の独自な要救護性にいろいろされた人口部分の誕生である。ここではただちに「いわゆる本源的蓄積」の段階に注目しなければならない。「貨幣及び商品が最初から資本でないことは、生産手段及び生活手段が初めからそうでないのと同じである。それらは資本への転化を必要とする。しかしこの転化そのものは一定の諸事情のもとでのみ行われるものであつて、…すなわち、一方にはその有する価値額を他人の労働力の購入によつて増殖することを必要とする貨幣、生産手段の所有者、他方には自分の労働力の販売者であり、従つて労働の販売者である自由な労働者といふ二つの非常に異つた種類の商品所有者が相対して接触せねばならない。という事情がこれである。…この商品市場の両極分化と共に資本主義的生産の基礎条件は与えられている。」(資本論・岩波文庫・向坂訳第一巻四分冊・二六七一~二六八頁)この基本過程のなかに要救護人口の急激な発生が考えられる。資本制様式の歴史的起点としてのこの基本過程は第一に資本の集積、集中は、とくに強行的方法を以て直接的生産者の生産手段を収奪し、プロレタリアートを中心とする窮乏層をつくり出す。「…現実の歴史においては周知のように征服、壓制、強盗、殺人、要するに暴力が大きな役割を演ずる。ものやさしい経済学では初めから牧歌が支配していた。正義と『労働』とは初めから唯一の致富手段だった。…実際には本源的蓄積の方法は、他のありとあらゆるものではあっても、ただ牧歌的でだけはなかつた。」(資本論(四)二六七頁)第二に一たび自己的の脚であゆみ出した資本制生産は直接生産者の収奪を拡大し、社会的生産力の発展は、資本の蓄積に照應して、その対極たる、自らの生産物を資本のためにのみ生産する階級の窮乏を蓄積、増大せしめる。第三に収奪にさらされる小農民をたえず大工業中心地に集中させ、封建的隸從の形態変化により資本制搾取との二重の加重を加えられた農村窮乏人口を都市の工場、マニユファクチュアの質労働者に転

化させるためのぼう大な潜在的過剰人口層を増大させる。第四に、旧秩序に所属する諸階層（封建的家臣団、ギルド職人層、僧侶、その他）は生計の手段を喪失して窮乏層に転化する。「本源的蓄積の歴史において歴史的に画期的なものは形成されつゝある資本家階級に横糸として役立つ変革のすべてがあるが、なかにも人間の大群が突如暴力的にその生計手段から引き離されて無保護のプロレタリアとして労働市場に投げ出される瞬間は、殊にそうである。」（資本論（四）二七〇頁）。」「下層社会」への推進。

この画期的段階において要救護性は封建制下のそれとは全くことなつた条件で規定される。窮乏一般としての現象形態は初期的には格差が少いとしてもその本質において特殊な要因に支配されているのである。たとえば飢餓、疫病、墮胎、殺児、天変地異、さらに流亡、逃散といった条件で封建制内の窮乏人口は存在した。自然的増殖はこのような方法で社会的に廃置され本質的には過剰人口は存在しなかつた。それが本源的蓄積による資本生産関係の現出は、過剰労働力を資本制要求としてうちだし、賃労働力の絶対的増殖が要請される。（たとえば維新前百數十年間停滞していた我国人口は明治四（一八七一）年末の三千三百万人より明治三十二年（一八八九）末に四千余万人に急激に増加した。）（高野岩三郎・本邦人口の現在及将来・大正十一年・一一六頁）このような資本の欲求によつて増大する人口は資本制生産部門の新設、拡張によつて直接吸収される部分と生産部門への予備労働力群を形成する。ここでは明確に資本はそれ自身の運動法則を確立し、この人口現象においてもその運動法則を貫徹することをしめしていく。相対的過剰人口として要救護性の「にない手」をとりあける画期はまさに端初を有する。

公共的救貧制の方向として救貧法制の創始と発展が考えられていくが、この段階は本源的蓄積期に照應する。一六〇一年、エリザベス救貧法『An Act for the Relief of the Poor』は本源的蓄積の基本過程によつて無保護となつた「貧民」を労働能力ある者と労働能力なきものに峻別し、労働能力ある貧民の淘汰、訓練と資本制生産の労働力需要に対する国家権力の手による安価な労働力の供給を準備したといわれる。「この偉大なる法律」はまさに封建諸侯の没落、僧院の解体による農村に於ける貧民救済の主体の無力化、都市貧民の救済にあたつたギルドの崩壊により、区々まちまち

「下層社会」の形成

の私的慈善機関がそれ無力となつた後それに代る絶対王政の頂点に立つエリザベス王朝により國家権力をもつて、強制的救貧税による貧民救済と、貧民を「浮浪者」から勤勉な「働く貧民」への淘治体系を一元的に確立したものであつた」（高坂正敏・英國救貧法改正（一八三四年）とマルサス・「貢銀、生計費、生活保障」所収・昭二八・一九四頁）救貧法に対応した要救護人口こそ近代的貧困のない手であり、資本制生産の展開とともに推積する窮乏の性格を露呈したものであつた。これら人口の最初の存在形態は浮浪者（vagabond）であり、「此の世の滓」（scum of the earth）として治安対策の対象となり、身体強健な浮浪者 sturdy beggars は強制的な就労と憎惡の対象となつた。「資本主義的生産様式の『永遠の自然法則』を解き放ち、労働者と労働条件との分離過程を完成し、一方の極では社会的生産手段及び生活手段を資本に転化し、反対の極では民衆を貢銀労働者に、自由な『労働貧民』に、この近代史の作品に転化することは、かくも劳多きことだつた。もし貨幣が、オジエの言うように、『頗に自然の血痕をつけてこの世に生まれる』ものならば、資本は頭から爪先まで、毛穴という毛穴から、血と脂とを滴らしつつ、生まれるのである。」（資本論（四）三四四頁）（ヘンリーエ一世一五三〇年、老令、労働能力なきものは乞食鑑札、強健なる浮浪人には鞭打「労働につくべ（to put himself to labour）の誓約、再犯耳切斷、累犯三度死刑、エドワード六世、一五四七年、労働拒否は奴隸宣告につきおとされる、逃亡者は額か背に6字烙印、浮浪者が三日間彷徨すれば出生地に送られ胸にVの烙印、浮浪人の子弟は強制的徒弟就労……）」「イギリス所有階級の「社会的良心」を表示する救貧法の裏には、身体強健な貧民に対するこの彈圧のあつたことを銘記すべきである」（大河内一男・社会政策（総論）昭二四年・一一八頁）一応、社会事業をば、たんなる慈善行為、あるいは、慈善事業と区別して「義務的」救済事業と考えるときこのようなイギリス救貧法の段階は「社会事業史」の本源期として考えられるであろう。近代的貧困に対するマルサス的見解として知られるものもこの救貧法的事実に対する批判として登場した「救貧法といふ人為的制度を用ひたる結果は、却て事情の悪化であることを認め、此点に於て彼はその自然的秩序の信仰を固め得たのである。然るに救貧法の根本精神は、自ら養い得ざるものを、社会の力を以て養はんとする所にある。茲に於て彼の救貧法反対は又此根本精神、或は生存権思想を否定するの形を以て表われている。マルサス曰く、私は正義と名義の上から正式に貧民の給養権（The right of the poor to support）を

否認する必要があると思ふ。」マルサス「人口論」・伊藤久秋・マルサス人口論の研究・昭和二年・一九三七・五頁参照) マルサスにおける「公準」(Postulate) — 「第一、食物は人類の生存に必要である。第二に両性間の情欲は必要であつて、大体さまのまま変化がなしてゐる。」、「人口は、制限されなければ、幾何級数的に増加する生活資料は算術級数的にしか増加しなく」(R. Malthus "An Essay on the Principle of Population. P 11 — P 14. 参照) のため生活資料の供給は需要に対し相対的に減少し、社会の下層部にある過剰人口＝貧民は絶えず増大する」として貧困の対極である富裕と安樂をうみだすべき巧妙な自然法則が阻止されるところである。この『the law of Nature』(人口の大あれば生活資料の大きさにより規定され、戦争・悪疫・餓死が自然に人口を調節し、戦争による壯士の戦死、疫病による多くの病死、貧困のための幼児の死亡率) が生活資料に適合する水準に人口を抑制した。これこそ神の摂理である。救貧法はこれに対する人為的反逆であり、一世の重荷をますます増加せしめるものである。本源的蓄積期からこの資本制社会の必然的産物としての過剰人口の存在、その要救護性に対するマルサス的見解の終着は貧困者——「貧民はある程度まで無分別(inaprovident) であつてすなわち金の匙をくわえないと生れてくるほど無分別であつて、そのためには公社会の最も下賤・不潔・劣等な役目を果す人々が常に絶えないと」とは一つの自然法則であるように思われる。人類幸福の基(the fund of human happiness) ばかりじよじよ非常に増され、もつともひよわく人々は労苦から免れて、ヨリ高尚な職務に支障なく携わる」とおどやかに……『貧法(Poor Law)』は神と自然がこの世に設けたとの制度の調和と美、均齊と秩序を破壊する傾向がある」(J. Townsend, "A Dissertation on the Poor Law, 1685. P. 34. 資本論(四) 一五一頁参照) の道徳的抑制による人口の過剰化抑制にとどまつたのである。要救護性がいかなる視点からとりあげられるかところのことを考えるとき、本源的蓄積期からこのような見解はあきらかに当時の資本の欲求を單的に表示したものであり、機構的原因として創出された窮乏現象に対してその負担を極力回避せんとする意図のあらわれに外ならなかつた。この間の事情をさらに我国の本源的蓄積の行程において論点を整理しておきたい。

「下層社会」の形成

Ⅱ 例証 明治初期救荒立法の機能について

前稿の「恤救規則の背景」（日本社会事業分析資料一）におけるこの「規則」においてその封建的救貧立法として著るしい制限の反面にいかにも露骨にさまさまの「万民御救恤」の維新スローガンを破りさつて本源的蓄積を敢行する絶対主義権力の姿をとりあげてみた。「其二三歐西諸国に於けるが如く窮民恤救の事を以て之を國又は地方團体の義務と為さずして寧ろ民間任意の慈惠に委するの方針に出てたるは是最著眼すべき点たり。其國家に対し救助を求むるの権利を窮民に与ふるか如きは固より其期する所に非ざりしなり。加之同則制定の際は之を政府部内の取扱標準と為すに過ぎざるの旨趣なりしも廟議の結果偶々之を公布を視るに至りしなり。然れども當時内務卿は之が公布の結果として或は惰民を助長し濫救の弊を生せんこと慮り廢々其公布の取消を真議せり。是を以て觀るも我邦に於ては當初より厳正なる制限的救助主義を貫徹せんとするの意ありしを知るべきなり」（井上友一・救濟制度要義・昭十一年一六七一六八頁）井上友一のこの論述はイギリス救貧法に比較してのものであろう。さらにはこのような隣保相扶、無告の窮民に限局した封建的内容とともに注目すべきは救助の一々につき「委曲内務省へ可伺出」とした極端な中央集権主義である。（小川政亮・我が保護請求権史素描「賃銀、生計費、生活保障」・昭二八・四四五頁参照）「事実赤貧ニシテ：無告ノ窮民而曰ニ限ルヘシ・現場ノ寒況ヲ査定シ真ニ不得止者已具状イタスヘシ」「…一家數人ノ救助ニ及フトキハ各自給与ヲ致サストモ其適度ニ斟酌シ可成丈減省ヲ見込：倘出ツ可シ」（恤救規則救助申請調査心得〔明治八年七月三日内務省達乙第六十五号〕）「恤救規則ニ恰當スルモノハ直ニ官ノ救助ヲ請フヲ以テ常トスル弊ナキヲ難保故ニ尙一層精密ノ調査ヲ遂ケ可成官救ヲ仰カス区町村又ハ親戚隣保等ニ於テ救助セシメンコトヲ要ス（恤救規則心得第八条一家數人救助方委任ノ件〔明治十九年三月内務省訓令德丁第六号ノ内〕山崎謹・救貧法制要義・昭九・十二頁、一八頁引用）これら布告や訓令は前述のマルサス的見解にかようものであり、「それはあたかもマルサス・リカードの救貧法反対とそのイデオロギーを一にするものであり、それはまさしく当時のわが国の資本主義そのものの語るところだつたのである。すなわち当時社会の一般意識もかような表現のうちにその共鳴をみいだしたのであつた。」（橋本文雄・社会法と市民法・昭九・二九六頁）およそ勧業や軍備・富國強兵、殖産興業に直接関係の

ない財政支出は極力これを節減し救貧の責任を國家以外のものに転化した。隣保相扶とか親族相救は情誼の美名にかくされた國家救助責任の巧みな代替物であった。

前稿において恤救規則とともに窮民一時救助の立法をとりあげる必要を指摘した。本源的蓄積において激成せられる要救護性はくりかえしひきおこされた「凶荒」によつて集中的に加速せられるのである。「…慢性的に窮乏化させられてきた農家経済がこの自然的凶荒の契機の激発によつて決定的に破滅せしめられ、しかもこの破滅にあたつては、必ずかえつて年貢米の収穫が強くおこなわれ、或は義倉米、救助米の「拝借」の名目の下に三割という高利の利米が公然と名主等によつて貪られ、…凶作によつて饑餓に迫られた農民が明治初年に騒擾をおこしたもの、この関係を基本とする…」（平野義太郎・日本資本主義社会の機構・昭三三・一四頁）。洪水・浸水・低温・寡照・多雨・早魃・虫害—これらの自然的事情は決して単純なる自然的事実ではなく、自然災害は社会条件の障害によつて激成され、さらに基本的な社会変動によつて陥没する窮乏層に対してもその災禍を集中するのである。「下層社会」の形成にこの自然的災害によつて窮迫せしめられ、その無保護の状況ゆえに完全な沈澱層となつた人々の条件は大きなファクターである。「飢餓が専ら古き村落共同体的関係を破壊し、富農を肥やし彼等をして、大土地所有者に転化せしめ、いたるところ土地を貴族及び農民の手から新しきブルジョアジーの掌中に引渡したものたりしことは、日本に於ても明白であつた。ここでも飢餓ことに商人、高利貸、商品所有者は利益をあげ、そこで売られ得るもの、土地、家畜、家具及び人間は売られ、かくて社会関係の結果として飢餓凶災は農民の階級分化を促進し、農村の生活の矛盾を激化して、資本制度の階級斗争を鋭化したのであつた」（玉城壁「明治維新の諸変革が生活様式に及ぼした諸影響」—日本資本主義発達史講座分冊・二五頁）明治二年に大凶荒があつた。「明治初年農民騒擾録」（小野道雄・土屋喬雄編著・昭二八年）附録—明治初年農民騒擾年表によつて原因又は要求条項がたとえば「凶作ニヨリ救助要求」とか「凶作ニヨル困窮」といつた明瞭なものをひろつても元年（1868）から三年（1870）にかけてだけで十七件あり、二年十月の富山県新川県の二万人、三年三月愛媛県宇和郡の五万人騒擾をはじめとして十数万人が凶作に起つてゐる。維新政府は「古人ノ説ニ、大乱ノ後ニ必飢饉アリトイヘリ、且洪水大旱ハ古來聖明ノ世ト雖モ免レサルトコロナリ」と明治元年（1868）七月十八日に太政官より各府県に布達

「下層社会」の形成

し、備荒と有無相扶ける米穀輸送の障害撤去を要請している。(寺尾宏二・京都經濟史・昭十八・一五九頁参照) 明治二年(1869)一月五日の「府県施政順序」の中に凶荒予備の一条を収め『日常(ニ)社倉ノ制ニ傍ヒ、其部内ノ人口ヲ量、凶年非常救助ニ備ル様漸次ニ取立ルヲ要ス』と貯穀を勧め、同年七月二十七日の「府県奉職規則」にも『常ニ凶年飢歳ノ慮ヲナシ、予メ民患賑濟ノ備ヲ設クヘシ』ともいつてゐる。

(註) 社倉—人民共同の穀倉を云ふ初は余裕ある者各自米穀を差出し官府よりも補助して之を貯蓄し、凶歳は勿論、年々借入を蒙る者には薄利にて貸与し有無相応じ相互救済するを主旨とす。宋の朱子乾道年間創立、徳川期に設立多し、「社倉と申は村々組合之歲の申意に御座候得者、御掛米有之候とも一旦社倉へ取り候上は全村の物に相成候……」(社倉議草)「小野武夫編・日

本農民史語彙・大正十五年・二〇六頁】

明治初期凶荒にあたつて「社倉ノ制ニ傍ハシ」とした維新政府の施政に対しても凶耗を機縁として実は新たな増租にひときわ貸付「御救助米」「種糓押借」に対する延納要求、富豪を肥す「社倉」反対として騒擾にあらわれた。(明治二年七月、長崎市、明治六年十一月長崎県高来郡、社倉は凶年に備ふる筈なのに「其貯穀を売却し価金を富豪に分託」するのは、「窮民救助を名として其富豪を肥やすのみ」(平野・前掲書・一一五)——社倉米が全く商業資本の「私利」に供された事実にも抗争した。「各種の備荒貯穀、廻米、乃至、常平倉、義倉等が、封建的生産関係の維持のための階級的施設たりしのみならず之によつて封建制に立脚するかの東洋的專制支配及び之と結托せる商業資本がかの飢餓凶荒の惨害のどん底にあえぐ民衆の上に、そしてまさにこの飢餓凶荒を好機として、食つて飽くなき搾取の深化を行へんと狂奔した……かくて凶荒の機に於ける民衆の封建的搾取に対する反抗斗争の漸次昇揚とともに、「廻米」、「社倉」等の欺瞞的仕法の廢止を要求する斗争も断乎としてたたかわれはじめるに至つたのであつた」(羽仁五郎・「幕末に於ける社會經濟狀態階級關係及び階級斗争」—日本資本主義發達史講座分冊・昭七・三八—三九一頁)自然的災害をめぐる本源的蓄積期前後の窮乏化の背景には、このような救恤をめぐる斗争が浸透していくことを忘れてはならない。社倉米排撃は「天皇御親ら供御をさへ節約遊ばされて生民の苦を御除き遊ばされたる、官吏も減俸して救恤の費に充てんとした」(下条康麿・日本社會政策的施設史・昭十五・九四頁)維新政府の施策に対する抗争であつた。さらに公布さ

れた「窮民一時救助規則」(明治四年十一月二十七日・太政官達第六百二十三号) (1871) は水火の難に罹りて家屋が蕩燼し、飢餓凍餒に襲はれる者に対し、食料として十五日分を給与し、又家屋を自ら営むことの出来ぬ者に対しては金五両又は三両を貸与し、更に非常天災の場合には食種穀を貸渡すこととした。明治八年七月 (1875) にはこの規則を改正し、農具料は、一戸拾円以内を貸与、流行病に罹り、飢餓におちいつた者は水火の難に準ずることになり、連村、連市で一時大災に逢ひ困窮する者には、十日以内に焚出米を給与し、又災害の景況如何によつては「其時々事状ヲ審査シ内務省へ経伺ノ上施行」小屋掛、被災牛馬の代金を貸与することになった。明治維新における制度上の変革—本源的蓄積の一形態を政府の手によつて施行したのが地租改正であった。農民の土地喪失、土地からの追放、農民層の分解など、すでにみた基本過程において地租改正を契機として純然たる小作農、自作兼小作農、養蚕手伝い、作男に転化し、一家離散、逃亡、失踪などの経路により都市の工場、鉱山鉄道、土木工事場、北海道漁場の出稼—プロレタリアに転化、農村—都市下層社会の形成へと推移する。貧農は地租不納により官没・公売に附され数十万人が没落した。「凶歳租税延納規則」(明治十年九月・太政官布告第六十二号) (1877) は地租の収奪—「歲入經常部の内訳を見るに、第一、租税收入總額に対する米納地租額の割合は明治初年より地租改正実施前の七年まで平均七三・四%、明治六、七年平均は九二%という圧倒的多額を占めていた。

…このことは當時全農民の大割を占めていた自作農の没落と爾余の小作農のプロレタリア化を、従つて農民全体の分解作用を促進せしめる契機となつた」(風早八十二・日本財政論・昭十二・八一頁) —にあたつて天災に罹り事實上、上納不能の場合の納入延期規則であつた。第一条 凡ソ水旱等非常ノ凶災ニ罹ルモノハ地租改正ノ時確定セシ收穫高ニ比較シテ一村田方平均五歩以上ノ損毛ニ涉ルトキハ年限ヲ以テ租税ノ延納ヲ許可スヘシ 第九条 畑方ハ田方ノ例ニ准シ難シト雖モ万一大凶歉ニシテ飢餓トモ唱フヘキ程ノ場合ニ於テハ實際ノ景況ヲ詳悉具申シ臨時延納ヲ請フ事ヲ得ヘシ、等の規定がある。明治十三年(1880)六月にはこの「凶歳租税延納規則」及さきの「窮民一時救助規則」が廢止されて「備荒儲蓄法」(明治十三年六月十五日・太政官布告第三十一号) が制定された。明治六年(1873)、七年(1874)八年(1875)と毎年にわたつて洪水、大旱、大風、

「下層社会」の形成

「下層社会」の形成

噴火、虫害、戦乱による荒廃が続發しこれによつて階級分化は加速され、本源的蓄積の基本的な社会的矛盾と相乘的に激發された段階にこの立法は成立した。第一条 備荒儲蓄金へ非常ノ凶荒不慮ノ災害ニ罹リタル罹民ニ食料小屋掛料農具料種穀料ヲ給シ又罹災ノ為メ地租（国税ノ部分ニ限ル）ヲ納ムル能ハサル者ノ租額ヲ補助シ或ハ貸与スルモノトス。法の内容は非常の凶荒あるいは不慮の災害にかかるたび民に対し第一条の規定にある項目の補助、貸与を行う。さらに重要な機能として地租納稅の補助あるいは貸与のため政府から毎年百二十万円を支出し、其の中、九十万円を各府県に配付し、各府県ではその配付額を下らない金額を土地所有者から儲蓄せしめたのである。「備荒儲蓄は半隸農的小農維持策であつて…小農民はもはや高利貸から融資をうけることなくできぬまでに債務を負ひ、貧窮してゐたればこそかかる救助、補助、貸与をうけたのである。しかしながら「コノ儲蓄金ハ、貧民ニトリテハ、租稅增加ト同一ノ感覺ヲ生ズ（東京經濟雑誌二二号・明治十三年二月）といわれた」（平野・前掲書・五三頁参照）。備荒儲蓄法は本源的蓄積にあたつて広汎な農村潜在的過剩人口大衆を対象としていた。この潜在的過剩人口は窮乏の極点にありながら小所有者である。マイエット「日本農民ノ疲弊及其救済策」によれば、納稅者が災禍のため土地家屋を売却するのでなければ、到底地租を納めることのできない極貧細民に對し、地租上納のために救助、補助或は貸与を得べき「備荒儲蓄金」の支給をうけた納稅者の数は、明治十四年（1881）一月から同十九年（1886）二月にいたるまでに、二十六万四千七百四十二人の多きに達し、さらに同年四月から同二十三年（1883）二月にいたるまでの間に十四万四千五百十一人に達した。この請願をしたもののが窮乏は、救助請願者十五万四千人に対する救助金の一人平均金一円四十四銭五厘であり、貸与を請願した二十一万人の貸与金は平均三円七十銭九厘にすぎなかつたといわれる。（平野・前掲書・六六頁参照）この実状からみて備荒儲蓄法の役割は農業生産と地租の維持にとどまらずして、むしろ本源的蓄積における資本のミニマムの存立条件—過剩労働力そのものの維持を果したといえるのである。潜在的過剩人口にとつて景氣変動—（不換紙幣の濫濫の過程十年以降十五年迄）に於て物価騰貴に苦しめられ【た小生産者大衆、特に小作農にとつて、その急激な整理は（物価の特に米価の急落に因り）破滅を意味した（風早・日本財政論・八九頁）】

は全て窮乏化を加速するものであり、抵抗のエネルギーを秘めて事態は進行した。明治十九年(1876)刊行の「高等警察論」(久米金弥著)には「高等警察ニ属スル事項：第一、嘸集暴動：抑モ、嘸集トハ、暴動ヲナス目的ヲ以テ、多衆相群集スルヲ謂フ。而シテ或ハ、免租ヲ官序ニ逼リ、或ハ、小作、負債ノ義務、減免ヲ地主・債主ニ強ヒ、或ハ職工、賃銀ニ不平ヲ鳴ラシ、或ハ飢饉ニ際シテ賑恤ヲ求ムル等」(平野・「明治維新における政治的支配形態」—日本資本主義発達史講座分冊・六五頁)：傍点・小倉)、「今日の労働者階級の父祖はまず第一に、彼らの強要された浮浪民化及び窮乏化を罰せられたのである」(資本論(四)三〇三頁)——五世紀末以来の被収奪者に対する血の立法……)とにかく本源的蓄積の過程において窮乏化した人口の激しい革命的エネルギーに對しては数限りない警察規則が鋭い彈圧を下し、飢死寸前の救恤要求をもしりぞけた。これが富国強兵、殖産興業の「血の途」であった。犯罪も騒擾もしない無音の窮民に對してはさきの「恤救規則」はじめ「貧民救助条令」が対応した。さらに「備荒儲蓄法」の役割は農村の潜在的停滞的、過剰人口を温存し、最大の國庫源泉としての地租の維持につとめ、資本制生産が自らの存立条件として要請する窮乏化した人口の潜在・停滞を支えることとなつた。明治二十二年(1889)に至つては「地方税及備荒儲蓄金ヲ滞納スル者ハ国税滞納処分法ニ依リ之ヲ徵収スヘシ」としてゐる。凶荒における救助責任を小土地所有者に転化しつゝ、その上儲蓄金は充分に支出されず、ついには小土地所有者は儲蓄金を滞納し、自らを被救恤者たらしめるために救恤金を上納するという惡矛盾が現れることがになつた。(風早・日本社会政策史・三三一三四頁参考)「彼の備荒儲蓄法の如き輿論の煽する所、民心の向う所悉く之を排斥しそを嫌惡し畜に疾苦を増すのみならず其性質を分析すれば政治の闇をすべからざる窮民救助あり治者の便利なる正税保険あり、焉そ備荒儲蓄の用に供するに足らんや」(中江兆民・明治一四・兆民集(岩波文庫・五五頁) 小川政亮・前掲書・二五一頁参考)これが當時の識者の批判であつた。

ここでは明治初期の救荒立法のなかに本源的蓄積と要救護性の相關を例証せんとした。一般般窮民の救助のみならず救荒対策にあつても絶対主義政府はきわめて峻酷であつた。慈惠的(救荒)施策の継承とその形体変化をもつて激成さ

「下層社会」の形成

「下層社会」の形成

れきたつた窮乏に對応せんとした。この段階で旧秩序に屬する諸階層は解体一転化し、資本制生産の拡大とともにその窮乏もより明確に「資本」に対してもその性格を打ち出すことになる。「下層社会」の形成は始まつてゐるのである。

(註記) — 明治初期の救濟「施設」としては明治五年創立東京養育院、東京染癪病院、(明治十二)福田会育兒院、東京慈惠会医院(明治十五)、東京感化院(明治十八)等がある。京都大阪では流民集所、救恤場が明治初年に設けられた。その他駆篤院とか療病館が京都にうまれ、明治三年には流民集所が都市貧民の窮民授産所となつた。権村知事や明石博高の先覺の意欲があらわれている。授産所ではローソク製造、紙スキ、わらじ、繩製造、織物、指物、養魚、養蚕にわたつて実施した。

「解放」特輯・明治文化の研究・先駆したる京都の文化・明治時代の慈善事業—参考) 田中緑紅—「明治文化と明石博高」参照
(註) I—「十年代即ち資本の本源的蓄積を強行しなければならない時期において経済学者が救濟論に對して否定的な意見を多く出している。マルサス (Malthus R.) の『人口論』の流行の如き…田口卯吉の場合は…十四年「一八八一」東京で施療費並に養育院の廃止が問題となつた時にこれに賛成して「租税を以て鰐寡孤獨廢疾のものを救ふ政治ほど慘忍無道なるものはなかるべしともと信ずるものなり」とまで極論している」(吉田久一述・近代社会事業の歴史・昭二七・八九一九〇頁)

III 展開 「下層社会」の形成

社会事業はその対応する基底において資本制社会の運動法則に規定される。I前提においてみた本源的蓄積と要救護性の相關のしめすところは「基底」において社会事業—成立の条件がこの時期に開始されたことを意味する。社会事業の対象となる貧困、要救護性がこの段階において資本制社会の運動法則の展開によつてうみだされることによつて、それに対応する施策として社会事業は自らの合法則性を確立せざるをえない。封建的な公共救濟(恤救規則・備荒儲蓄法)にしても、民間社会事業の原型(慈善的・慈惠的事業形態)にしても、それらは封建的、慈惠の方策によつて資本制社会の構造上の必然からみちびかれる要救護性に對処していたのであつて、実はその意味で救恤についての当時のさまざま

まゝマルサス的見解は—「明治十年にすでに早く、マルサスの『人口論』が抄訳され、紹介されていると云ふ單なる一つの事実はその頃すでに要求を超過してつくり出された過剰な労働者人口の存在と、資本の増殖に反比例して労働者の需要が過減して行くといふ潜在的な傾向の存在したことを暗示するものであらう—玉城・前掲書、四三頁」—資本制社会の存立条件—絶対主義的中央集権制の権力構造に従属しているといえる。（維新政府にあつて恤救規則の「公布取消ヲ屢々稟議」した内務卿こそ「有司專制」の中心人物、絶対主義の代弁者、元勳大久保利道であり、「…彼ノ所謂貧民ナル者ハ懶惰ニシテ業ヲ勉メス自ラ貧困ヲ招クモノヲ指スナリ」と断じたのはこれまた岩倉具視であつた。）公的救助の國家責任を回避する（さきに公的救助、義務的救済事業としてのイギリス救貧法に社会事業成立の本源を求めた）権力構造の対極にスローガンとして、プロバガンダとして慈惠的な「万民御救恤」や「隣保相扶」「人民相互」の情誼を喧伝、下達せざるをえぬ怖るべき人民の窮乏化過程が存在したのである。社会事業の合法則的合理的展開を阻んだものはいつたいかなるものであつたか—日本社会事業の展開に絡らむ秘密はこの段階に設定されたと思われる。

「下層社会の形成」—下層人民の生活領域であり、本源的蓄積の対極に堆積し、「」の「下層社会」の声なき声の上に、かの「慘苦の茅屋」の「労苦」と骨折」（スマス）の累積の上に、日本の富は、血なまぐさくも蓄積されて行つた。」（大河内一男・「二つの下層社会」昭二五・一頁）そして社会事業の展開にとつても最も重要な対象領域として形成された。■展開はこれに焦点をあわせて考察する。明治維新後における都市の資本制生産の急速な発達は農村における潜在的、停滞的過剰人口の一部を吸收した。土地を収奪されてプロレタリア化した農民の都市集中。—社会的生産力を増加させるための前提としての農村過剰人口の供給—人口の移動が開始された。プロレタリアートの創出の速度は当時のマニユファクチャリー及び工場制工業が吸収しうるその発達の限度以上の過剰人口を絶えず送り出された。この多量の過剰人口こそ日本資本主義発展の横糸となつた。労働者人口は一極に資本の蓄積を生ぜしめると同時に己れ自身を相対

「下層社会」の形成

的に過剰ならしめる手段を絶えず産出する。このため相対的過剰人口は累増する。「肉体磨滅的労働、饑饉、疫病、戦争による傷死、救貧法、工場法の無施行による死亡の放置、および移植民による整理を以てしても「人口過剰」は、日本資本主義の暫時の強行的発展の、ついで、その内在的矛盾の条件として作用せしめられた」（玉城肇・前掲書・四二頁）農村一都市を通ずる下層社会への推転—「資本主義的生産が農業を占領するや否や、或は占領した程度に応じて、ここで機能する資本が蓄積されるに従い：農村人口の一部は絶えず都市プロレタリアートまたはマニユファクチャ・プロレタリアートに移行しようとしていて、この転化に有利な事情を待構えてくる。」（資本論（四）・一四四頁）—「農村を去つた農民は、或は都市の近代工場やマニユファクチャニアの職場や商館へ、或は鉱山や鉄道工事場、北海道の資本家的工場や漁場へと流入、近代的プロレタリア又は準プロレタリアに転化する。明治十九年—二十二年—全国平均の人口増加は四分であつたが三万以上の人口を有する二十七都市の人口は三、〇〇八、七四三人から三、六六九、四四一人へ六六〇、六九八人、二割二分、全国平均の五倍半を増加、北海道は三三六、三三六人から三七〇、二六三人へ四四、〇二七人、二割全国平均五倍を増加、又一万以上の人口を有する市邑は一四〇ヶ所から一八〇ヶ所、二割八分増、四五〇、六〇六〇人から六、一二八、六五二入へ一、六三三、五九二人、三割六分増となつてゐる（野呂栄太郎「日本資本主義発達の歴史的諸条件」全集・昭三・一九七頁）農村脱離人口、旧秩序の諸階層の解体—とくに貧農の貧困なる家計補助就労、農村婦人及び小児の労働によつて成立した紡績、スエツチング・システムに拠る零細ミニファクチャー肉体磨滅的就労と饑餓賃銀の固定化—これら人口の生活地帯としての都市下層社会の成立が「形成」の基本線である。

階級分化一窮乏化指標 (山下岩之助(日本貧民論) 62-3頁 (王城一前掲-日本資本主義発達史講座一分冊pp22-23参照)

第 乏 化 原 因	明 24	明 25	明 26
・国税地方税滞納者 財産差押せられたるもの(明治26年以來督促状を受けしもの) 貧困……全財産処分して費用を償う見込なき故差押をなさざる者	人員…… 税額……	67,229人 5,968円	149,931人 82,923円
	人員…… 税額……	30,501人 47,041円	222,807人 44,496円
・家 資 分 散	人員……	1,998人	2,261人
・北海道移住	戸数…… 人員……	4,542戸 15,738人	11,363戸 42,708人
・外 国 出 稚	商用…… 農漁…… 出稼職工…… 雜送籍……	1,724人 170人 8,968人 2,034人 18人	1,852人 1,480人 5,129人 1,067人 13人
・棄 児		4,730人	4,462人
・無 籍 者		1,037人	1,122人
・官救一(恤救規則による救恤者)		18,286人	18,546人
・違警罪処分 定住なく生計の業なく諸所徘徊するもの 密淫売、その媒介をしたるもの		4,681人 11,077人	5,912人 11,128人
・自 殺		7,499人	7,240人
・途 上 病 死		2,018人	1,847人
・餓死天災死		19,514人	12,181人
			13,053人

「下層社会」の形成

(註) — 「下層社会」の考察については横山源之助「日本之下層社会」の前にも数種みいだせる「東京府下賤民の真況」(明治十九年)、「大阪名護町貧民社会の実況紀略」(明治二十一年)「貧天地饑寒窟探検記」(明治二十三年)「最暗黒の東京」(明治二十六年)これらは採訪記・ルポルタージュ風の記述である。(西田長寿編・都市下層社会所収・昭二四)

山下岩之助「日本貧民論」も「下層社会」という表現をもつて前表にしめされた窮乏人口の所在を論述している。前表にしたがつて窮乏化を考えると、国税帶納、その額は一人に付一円五十銭。督促状をうけし人員で除すると一人平均五十二銭にすぎず、公売処分をもなしえるもの十七万余、一人二十五銭四厘にすぎず。(当時物価一日最低生活費五〇銭)「如何に我邦下層社会が困望に陥り居るかは推知に余ありと云々」……「棄児三千世界の親心止むを得ず血涙の涙と共に……故山を後に……斯の如く多數国民流出現して社会の廢事か」「生存競争に耐ゆる能はずして……自ら生命を切り捨てる……九尺二間の居廻もなく草の枕に月の宿……彼方逍遙するもの幾万千……」「落魄茲に極りて一片のパンの為に無念の涙……寒室に壳涙を嘗める醜業婦は其総数盡し幾十万なるを知らざるべし」(日本貧民論)正に「農村脱離は個々の農民に就ては重税と高利負債に対する長き苦悶の末、万策の盡きた最後の活路であったのだ」(野呂栄太郎・全集・昭三三・一九六頁)この状況とともに救助第一官救一とくに恤救規則にしても窮乏の激甚に対ししてその封建的限制救助の実態は露骨にあらわれている。前表にもさまである制限、給付減省の布達がまさしく厳守された状態が觀取される。備荒儲蓄法にみた凶荒策にしても二十万に近い人員が餓死、天災死している状況からみてその施行状態の一端が推測されるではないか。一の窮乏層が資本の対極に相對的過剰人口として下層社会に編成されるのである。

「…我日本國に於て体格中等以下の男子にして力役に服する者は僅に一身の口を糊し寒暑を凌ぐのみにして固より妻を娶る可らず、況や子を養うに於てをや、迫も共力に叶はざることなり。然るに此男子木石に非されば往々妻を娶り「子を生む。其生計如何す可きや。…婦人の手を以て家計を助くること通常にて…夫婦二人辛うじて自活する其二人の衣食を五人に配分せざるを得ず、不足は數に於て明白なり……」 福沢諭吉「貧富論」・明治十七年

「社会の下層階層」(inferior rank of society)とはアダム・スマスの表現である。アダム・スマスは十八世紀の中葉までイギリスでは救貧法の対象としての被救恤民も労役場(work house)感化院(House of Correction)は収容された「身体強健な浮浪者」(sturdy beggars)も、本来の賃銀労働者も「括して「働く貧民」(labouring poor, manufacturing poor)とよばれた。(一前提の項参照)アーサー・ヤングが「此の半の塵」(scum of the earth)と

よんだ背景には産業革命の進展とともに過剰化した労く貧民への産業社会の憎悪が集中してゐる。この過剰人口の意味するところは次のとくである。それが国家の公的扶助や社会立法の保護の下にある場合たると否とを問はず、全体として、産業社会の総体にとつて、財政的にぼう大な不生産的支出を形成する。この反面これらは景気の変動にともなつてその一部は不斷に現役労働者群に流入してその労働条件を圧下せしめる死錐の役割をうけもつ。横山源之助の「日本之下層社会」においても本来の賃銀労働者（機械工場の労働者（紡糸、鉄工）や問屋制家内工業、職人的独立生産者、スマム、細民街の浮浪的窮民が「下層社会」として扱われてゐる。この段階に成立した「下層社会」は資本制蓄積における「一極における富の蓄積は、同時に対極における、すなわちそれ自身の生産物を資本として生産する階級の側における貧困、労働苦、奴隸状態、無知、粗暴、道徳的堕落の蓄積」（資本論（四）・一四九頁）の結果であり、「資本制蓄積の絶対的、一般的法則」の貫徹する過程にうみだされたきわめて特徴的な窮乏人口の生活地帯である。しかしこの段階では工業プロレタリアを中心にとってみても手工業者やマニユファクチュアーラー労働者や都市の貧民や浮浪層と一括して「下層社会」として扱われていたのであり、近代的なプロレタリアートは手工業的な職人層やルンパンプロレタリア、被救恤民と融合的に理解されており、本来的な工業プロレタリアとさまざまな存立形態をとる産業予備軍的社会層の間の分解は行われていなかつたのである。「貧民」という言葉は當時では乞食、浮浪から下級の職人、日雇人、土方、近代的工業労働者等でありとあらゆる無職者、無産者、零細自営業者を総称した言葉であつて意味が極めて漠然としている（西田長寿編・都市下層社会昭二六・一頁）。これこそはじめてのべたごとく産業革命直前のイギリスにおいて、労働者階級が未だ独立の階級として観念せられず、救貧法の対象たる窮民と同一カテゴリーの社会層として取り扱われ「労く貧民」(labouring poor)と称された段階に照應するものであつた。しかも下層社会の著しい特徴は、労く貧民的な相対的過剰人口の種々なる存在形態、とくに都市スマム（東京市細民、鮫河橋下谷万年町芝新綱…）の極貧被救恤層の広汎な存在を特徴とする。（いわゆる定義化した範疇としての極貧） Pauperismus なるものは、ドン底に沈淪した相対的過剰人口部分で、饑餓線下にあ

「下層社会」の形成

「下層社会」の形成

る部層として沈没した。この沈没を加速したのは公共救済策の欠如であり、きわめて厳格な制限であつた。横山源之助の観察した当時、政府は僅かに明治三十年一月に通牒を発して恤救規則の適用を稍緩和したといわれる。しかしこの場合にも「情状ヲ精査シ救助」することとしたためにきわめて僅の人員に適用されたのみであつた。(明治二四、二五、二六年については階級分化—第五回についての前表参照・明治三十年一六、〇四〇人、翌三一年一八、四一五人、三二年一六、一〇三人となり、本籍人口千分比で見れば、最も高率は明治二四年の〇・五七一であり、三十年〇・四五一、三一年〇・五六一、三二年〇・四八〇となつてゐる—早崎八州「恤救規則供養」昭八一(小川・前掲書・二五六頁)) 「下層社会」の形成とその公共救済立法の大欠如—当時日本全国において各地人口百分の八・九は困窮というのが実状で、明治三十年(1897)二月第十帝国議会衆議院に時の衛生局長後藤新平の意をうけて大竹貢一他三名から恤救法案、救貧税法案が提出され、公的救助義務の確立とその財源を有産者課税に求める案であつたが会期切迫で打切られた。明治三十五年(1902)には第一六議会に「貧民救助労働者及借地人保護に関する建議案」が提出された。これは具体的対策を何ら含むものではなかつたので可決された。明治三十六年(1903)三月には安藤龜太郎によつて救貧法案が提案され—提案理由—「従来の恤救規則其他の法令等においては十分貧民を救助し又一方に於て貧民をして自主独立の途につかしめるという方法がない為に貧民はただ富豪から金を貰うとか或は物品を授つて却つてそれが為に怠惰心を起さしむる…」(大日本帝国議会史 第五卷・一七八六頁) これも委員附託となり審議未了に終つてしまつた。この理由、「第一は云うまでもなく依然、議会が有産者の利益代表機関にすぎず無産者の利益代表をいるる余地に乏しかつたこと」「第二に彼等資本家と絶対主義專制国家権力との益々緊密なる結びつき、これである。公的救助義務主義「救貧」法が直ちに「増貧」の制に変ぜんといふ時、それは貧民の増加をではなくて、費用の増大—資本家利得部分の減少を恐れるのである。」(小川・前掲書・二五六一・二五七頁参照) 「夫れ貧民救助制度に於て苟も一たび其制限を寬ならしめん乎国民をして骨肉相残ひ隣保相扶くる親愛友誼の道義を薄からしめ細民をして平素不虞に備ふるの務を怠り独立自助の精神を萎靡せしむるの憂あり。斯くして救貧法は往々にして一般国民の敗徳を來すの因となり救貧の制は直ちに増貧の制に変せんとする。」(井上友一・救済制度要義・七二頁・傍点・小倉)

はじめに社会事業の基底を形成し、その合法則性・合理性を展開するものこそ施策に対応する対象自体の資本制社会独自の構造であるとした。これらの本源的蓄積期より産業革命期を経過する諸事情はいかなる阻害条件が社会事業の合法則的展開をさまたげ、資本制蓄積にとってぼう大なる相対的過剩人口を温存・拡大・沈没させたかを伺わせる。義務的救済事業としての救貧法（社会事業の本源）のイギリスにおいて果した役割はついにわが国の封建的絶対主義権力の「資本制」創出の過程にはみることはできなかつた。すなはち一八三四年の救貧法大改正（The Poor Law Amendment Act. 1834）—「十九世紀初葉に於ける救護法は世人の目して一国の工業活動を阻害し労働者の誠実勤勉の徳を萎退せしめ、資産家の権利及道徳を傷害し…とくに其の非難中救護費人口一人当一七〇五年に於ては二志二片なりしが一八〇〇年に至り八志五片となり、一八三〇年に於て十二志二片に及び一此の点に改正の要望を生ぜしめたり…本法実施後一八三〇年より一八三四年の年平均六、七五四、五四〇磅が一八三九年の間一箇年平均四、五六七、九八八磅に減す」（野間繁・無產者救護制度体系・昭九・八六頁）の如きは「働く貧民」に対する包括的な救済が廃止され、産業革命の進展によつて労働者階級は独立の、まとまりのある階級として工場制工業に吸收され、被救恤民やルンペンブルータニアは「貧民」として相対的過剩人口の下層に沈没してゆくことによつて下層社会を解体したのである。日本においては産業革命後にあける急激な帝国主義的段階への突入段階においてもこのようなイギリス的過程とはことなり、労働者階級は依然として長期にわたりその生活水準において「下層社会」的水準に停滞せしめられたわけである。横山源之助が「日本之下層社会」において、東京の貧民状態（都市スラム）・職人社会（手工的職人層）・手工業の現状（マニユアクチャリー）—織物・機屋・マッチ工場・生糸業・工場制工業（綿糸・鉄工…）・小作人生事情にわたつて詳細に考察した状態にその後も現象的格差はあるにしても本質的になんらことなるといろのない「水準」が日本資本主義の蓄積における絶対的、一般的法則の一極に拡大していくのである。この「下層社会」的水準の長期にわたる再生産こそわれわれの窮乏の本質を表現するものである。本源的蓄積期いらいのさまざまの人民弾圧の法制、軍事的強制は人民の窮乏による革命的エネルギーを抑圧せんがためのものであり、『飴なき

「下層社会」の形成

「下層社会」の形成

鞭撻として公的救助責任は峻酷に制限せられ、ようやく目をめぐらした「働く貧民」の初期的労働組合による団結も明治三十三年の治安警察法のとき悪法によって人民の自主的な生活保障要求は弾圧されたのであつた。「下層社会的窮屈」の温存こそ原生的労働関係、低賃銀をテコとする過剰労働力の給源として日本資本主義成立の基本的要素であつた。この窮屈化の特徴は、その対策としてのわが国の社会政策、社会事業に特殊な形態となつて反映する。現役労働者と相対的過剰人口の悪循環、日本の産業構成に高い比重をしめる中小零細企業の労働者の被救恤的生活水準、多くの假装された有業人口の存在（女工哀史の語源「紡績女工型がより多く、日本の半封建的農村機構に結びつくのに對し、マツチ女工型並びにコム女工型が大都市スラム機構にはつきり結びついてゐる事実」（小宮山琢一・日本中小工業研究 昭十六年・一八〇頁））——の、「下層社会」的形態であり、原則的にも一社会政策の対象は「經濟秩序内的」であり、社会事業の対象は「經濟秩序外的一被救恤層」だと歴史的な分析の帰結として断定できなくなる。日本の社会政策、社会事業に対応した対象局面は「下層社会」であり、これは決して解体されることなく、資本蓄積の基本的要素として編成され、その巨大な「窮屈」の推積は「政策」——その最制限的な政策の効果をも滅殺するものであつた。実際にこの重要な事実は社会政策、社会事業の対象論において抽象的な「問題表現」によつて領域を設定する以前にわれわれにとって極めて本質的な課題を提供するよう思われる所以である。

一おわりに一社会政策・社会事業の対象局面としての「下層社会」の形成について展開はやむに次第で考えたい。次表の意味するもの「第二の下層社会」——働く貧民の再生産の一微標である。社会保障という考え方の背景にはいのうな現実の第2形態が存在する」と予想する。

(1954・6・5稿)

(指収) 昭和26年—11月—100・生活保護資料 (厚生省)

27年 8月 P44

—被保護世帯類型別表—

類型	年月		
	昭和26年2月	昭和26年8月	昭和27年2月
実数 〔労働力世帯 計〕	378,443 396,383 355,381 297,949 701,764 704,872	395,940 381,207 701,764	406,923 297,949 704,872
増数 〔労働力世帯 計〕	95 100 73 101	99 103 101 101	102 101 101